

ID: 199

担当部署: 建設水道課

<p>処分の概要</p>	<p>社会福祉法人等に対する使用許可の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>村田町営住宅条例 第43条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成9年条例第33号</p>		
<p>【基準】 第43条の規定による。 (使用許可の取消し) 第43条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第39条第1項の許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が第39条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和3年4月2日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>